

## 第60回 前橋市中学校新人大会兼 市民スポーツ祭柔道大会要項

- 1 主催 前橋市中学校体育連盟 前橋市教育委員会 前橋市中学校長会
- 2 後援 前橋市体育協会 群馬県柔道連盟前橋支部
- 3 期日 平成30年10月6日(土) \*団体戦のみ  
8:00 役員選手集合  
8:40 計量・検査  
9:00 審判会議  
9:15 監督会議  
9:30 開会式  
9:40 試合開始
- 4 会場 ヤマト市民体育館前橋 柔道場  
〒371-0816 群馬県前橋市上佐鳥町460-7 TEL027-265-0900
- 5 参加資格
  - ・学校教育法に定める中学校の生徒で、前橋市内の中学校に在籍し、当該校校長の参加許可を得た生徒。
  - ・上記以外の学校に在籍し、前橋市中学校体育連盟で参加を認めた生徒。
- 6 参加制限
  - ・男子各校1チーム(選手5名、補員2名)、女子各校1チーム(選手3名、補員1名)、監督は出場校の教員に限る。
  - ・編成は体重が最も重い者を大将とし、以下順次体重順に行う。選手が5人に満たない場合も同様に行い、間に欠員を置いてはならない。(補員の充当により抜けた選手は、以後の今大会には再び出場できない。)
- 7 競技規則 国際柔道連盟試合審判規定(2018-2020)および国内における「少年大会特別規定」による。また、全柔連が定める団体戦の勝敗決定方法、前橋市中体連柔道部での申し合わせ事項を優先する。
- 8 競技方法
  - (1)原則4校ごとの予選リーグを行い、上位2校によるトーナメント戦を行う。なお、シード校の決定を含む詳細については、ルール改定に基づき組合せ会議の際に確認する。
  - (2)優勢勝ちの判定基準は、「技あり」または「指導」差が2あったときとし、その内容に満たない場合は、「引き分け」とする。「指導」差が2あった場合、「指導」の少ない選手を勝ちとする際の名称を「僅差勝ち」とする。
  - (3)リーグ戦におけるチーム間の勝敗は、次の順により決定する。
    - ア、勝ち数による。
    - イ、アにおいて同等の場合は、「一本による勝ち」の数による。
    - ウ、イにおいて同等の場合は、「技ありによる勝ち」の数による。
    - エ、ウにおいて同等の場合は、引き分けとする。
  - (4)リーグ戦の順位は、次の順により決定する。
    - ア、チーム間における勝ち、引き分け、負けの率による。
    - イ、アにおいて同等の場合は、勝ち数の合計による。
    - ウ、イにおいて同等の場合は、勝ちの内容による。
    - エ、ウにおいて同等の場合は、負け数の合計による。
    - オ、エにおいて同等の場合は、負けの内容による。
    - カ、オにおいて同等の場合は、任意の選手による代表戦により決定する。

- (5) トーナメント戦におけるチーム間の勝敗は、次の順により決定する。  
 ア、勝ち数による。  
 イ、アにおいて同等の場合は、「一本による勝ち」の数による。  
 ウ、イにおいて同等の場合は、「技ありによる勝ち」の数による。  
 エ、ウにおいて同等の場合は、任意の選手による代表戦により決定する。  
 (6) 代表戦は3分。勝敗が決しなかった場合、直ちに時間無制限のGSを行う。GSでの優勢勝ちの判定基準は「技あり」または新たに発生した「指導」の差1以上とする。

9 表 彰 優勝チーム以下第3位まで（第3位は2チームとする。）

10 参加申込 組合せ会議までに所定の申込書を提出して申し込む。

11 その他

- (1) 男子の上位2チーム、女子の上位2チームが前橋市代表として県大会に出場する。なお、事前調査により、県大会出場校数は変動する。  
 (2) 男女とも、補欠決定戦及びシード位置決定戦は、すでに予選リーグで試合をしている場合、その結果による。ただし、県大会出場決定戦では、その日のメンバー変更を継続したまま再度試合を行い決定する。  
 (3) 出場選手は必ず背中にゼッケンを貼付する。（右図） (ゼッケン) 30~35cm  
 (4) 柔道衣は、全柔連認証柔道衣とする。但し、帯についてはその限りではない。 25  
 (5) 監督・コーチは、審判に準じた服装をする。 30cm  
 (6) 各チームにつき1枚メンバー表を用意する。（下図）  
 (取れないように白糸で縫い付ける)

【メンバー表】

先	中	大 学	校 補
			名 員

\* 模造紙縦置きで横切り4分の1

\* 補欠名は右下に小さめに記入

- (7) 相手を威圧するような行為（染髪・眉剃り等）をしてはいけない。  
 (8) 選手・監督はもちろん、応援者においても、大会の運営の妨げになるような言動は慎む。  
 (9) 脳震盪対応について、選手及び指導者は下の①～④を遵守すること。  
 ① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。  
 ② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。なお、至急、専門医〔脳神経外科〕の精査を受けること。  
 ③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。  
 ④ 当該選手の指導者は、大会事務局及び全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。